

【諮問第99号】

13川公審第58号  
平成14年3月29日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会  
会長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年5月17日付け12川環企第70号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

不服申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の一部公開処分は、妥当である。

## 2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成12年4月3日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、公文書の内容を「川崎市環境保全審議会（以下「環境審議会」という。）委員の選出に係る資料、内訳 選考委員会の構成メンバーの氏名及び役職、 選考基準（資格・実績・能力等）、 選考の経過が分かるもの（会議録等）、 専門家委員及び市民（公選含む）委員一人一人の氏名・所属・経歴・業績等のすべて、 公募した市民全員（37人）の申込書～小論文を含む」として閲覧及び写しの交付請求を行った。

本件実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）は、平成12年4月14日付けで上記請求対象文書のうち「 選考の経過が分かるもの（会議録等）及び 公募した市民全員（37人）の申込書～小論文のうち小論文は、委員選考に関する主要な人事情報であり、選考の公正、適正を確保するために非公開とする必要があるため、公開することができません。」と理由を示し条例第7条第1項第3号工に該当するとして、また、「 専門家委員及び市民（公選含む）委員一人一人の氏名、所属、経歴、業績等のすべてのうち、委員の経歴、業績等並びに 公募した市民全員（37人）の申込書～小論文のうちの申込書の特定の個人が識別され得る部分は、非公開とすべきと判断される個人情報であるため、公開することができません。」と理由を示し条例第7条第1項第1号に該当するとして、それぞれを非公開の扱いとし、その他の部分を公開するとして一部公開処分を行い、非公開部分を除き閲覧及び写しの交付を行った。

そのため、平成12年5月15日付けで不服申立人が条例第14条第1項に基づき、公開又は非公開となった「 選考基準（資格・実績・能力等）並びに一部非公開となった、 選考の経過が分かるもの（会議録等）、 専門家委員及び市民（公選含む）委員一人一人の氏名・所属・経歴・業績等のすべて及び 公募した市民全員（37人）の申込書～小論文を含む」文書（以下「本件文書」という。）の閲覧等を求めて不服申立てを行ったのが、本件不服申立て（当審査会諮問第99号事件）である。

## 3 不服申立人の主張要旨

平成12年5月15日付け不服申立書、平成12年7月10日付け意見書及び平成13年4月10日実施の意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

### （1）不服申立ての趣旨及び理由

ア 環境審議会委員の「選任」に関する資料のうち、 選考委員会の構成メンバーの氏名及び役職については了承するものの、本件文書については次の理由により納得できないので、さらに前進的な公開を求める。

#### （ア） 選考基準（資格・実績・能力等）について

30人の環境審議会委員のうち、公募委員については「選考指針」の公開により了解できるが、他の専門家委員と市民団体の委員について選考基準がない、若しくは非公開というのは承服しかねる。本当に選考基準がないとなると、27人とい

う全体の9割にのぼる委員については、全く暗闇の中で、行政の私的な考え方で選任したということになるのではないか。

もしも「無い」のであれば、文書でその事実を回答すべきである。

(イ) 選考の経過が分かるもの（会議録等）について

環境審議会委員の選考も、重要な行政行為の一つである。したがって、きちんとした会議録として残すのが当然であるが、今回会議録と呼べるものでないにしても、選考の行政行為が終了した以上基本的にはこれを公開すべきである。その中には、個人生活事項が当然含まれるが、その個人情報についても真にプライバシーに関わるものとそうでないものを峻別して、公開できるものは極力公開すべきである。これについては、条例第7条第2項・第3項を引用するまでもない。

(ウ) 専門家委員及び市民（公選含む）委員の一人一人の氏名・所属・経歴・業績等について

環境審議会委員の選考を行ううえで、一人一人の所属や経歴・業績等についての資料は当然なければおかしい。これについては、個人情報やプライバシーに当たるとの考えもあろうが、第1に、審議事項が人の生命に関わる事柄（公害等）や人類の将来に関わる事項（地球環境問題等）であること。第2に、常に市民の関心が高く市政への要求の上位に位置している問題を扱うこと。第3に、委員は市から都度報酬を受取る、いわば公職に従事する立場にあること等からして、非公開にする必要はないと考える。一般市民にとっても、後日氏名だけの公表では環境審議会委員がどのような人物なのか、川崎の公害・環境問題の解決に熱意があるのかどうかの判断がつかない。また、経歴・業績等についても、実際専門家の場合には自ら書物等で、進んで公表しているのが実態である。

(I) 公募した市民全員（37人）の申込書～小論文を含む、について

今回の情報公開請求に関し、市は第3者に対する「意見聴取」を行っていない模様であるが、前述した環境審議会の性格からしてどれだけの人が公開に反対するであろうか。ほんの一握りの人が、しかもごく限られた事項だけ、公開することにためらいを起こすかもしれない。

特に、小論文のすべてを非公開にする理由があるのか。必要なら、「意見聴取」を実施してでも全部公開されるべきである。あらかじめ、「お送りいただいた書類は、返却しません」となっていることを承知して申し込みした人は、小論文を秘密扱いにしてほしい、などと考えるはいないと思う。

イ 公募委員に申し込みした人に関する資料について、市が、「試験問題のようなものだから公開するわけにはいかない」と本気で考えているとすれば筋違いである。公募委員を含め、環境審議会委員の選任は個人の入学や入社等の試験とは全く違う。私的なものでなく公的な行為であり、不服申立人は、「選考」は公害・環境行政の重要な一環として捉えている。

ウ 一部非公開の根拠規定として、条例第7条第1項第1号の「個人生活事項」については理解できるが、第3号エの「職員の人事情報事項」については理解しきれない。環境審議会委員は職員なのか、選考は人事行政なのか。この適用は妥当とは思えない。

## (2) 処分理由説明に対する意見(反論)

### ア 情報公開の実態

不服申立人の請求に対して、実施機関が閲覧等を行った公文書は次の5点であった。公募委員選考委員会設置要領、公募委員選考指針、公募委員選考委員の氏名と役職(ただし、口頭による)、公募委員の応募者資料(一部公開)、環境審議会委員名簿。このうち、は請求している公文書そのものではなく、事務局で取りまとめたもの、は日頃情報提供されているもの、である。また、と の要領や指針というものも、本来、情報提供の範疇に入るものでないかと考える。不服申立人が請求したものは、全委員の選考基準と選考経過、全委員の経歴と業績等、公募した市民全員の申込書等である。したがって、処分庁は「一部公開」とするが、全部非公開に近いものである。

### イ 非公開は、私意的な選考と公害行政の後退を狙ったもの

不服申立人が、全体の9割にのぼる公募委員以外の残りの委員に関わる選考基準が「無い」ということになれば、「全く暗闇の中で、行政の私意的な考え方で選出したということになる」と批判したことに対し、処分理由説明書は「選任基準は設けていない」としたうえで、存在しないことと「公文書の閲覧請求とは直接関係がない」とかわしている。また、環境審議会委員の選考は重要な行政行為のひとつであるから、「経過が分かるもの(会議録等)がないのはおかしい」と指摘したことに対し、公募委員選考委員会については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年川崎市条例第2号。以下「会議公開条例」という。)の対象会議でないから「作成していない」、その他の委員については、「特段の庁内委員会等を設置しておらず、選任に至る経過を記録した資料は存在しない」と強弁している。

しかし、いくら「委員の選考及び選任は、市長の専権事項」と言っても主権在民・地方自治・住民参加・情報公開の時代にあつて、市長の独断・先行は許されない。それが、仮にオーソライズされたものでなくても、選考・選任基準と会議録(又は会議メモ)は必ず存在するはずである。

さらに、専門家委員及び市民委員の経歴や業績等、公募した市民全員の申込書(小論文を含む)については、処分理由説明書は個人生活情報とか人事情報だとし、これらの情報の内容を厳格に峻別して検討することなく、部分公開を含め一律的に拒否している。それでいて、環境審議会委員が地方公務員の非常勤特別職であることについては、これを認めている。

そもそも不服申立人は、今回の情報公開請求を単に興味本位等ではなく、その動機は“市民の生命と環境が守れる公害・環境行政”と“ガラスばりの市政の確立”を願って行ったものである。確かに審査会の任務は、公文書の存否並びに公開・非公開の妥当性の判断にある。しかし、処分庁の行った決定の背景や意図についても深く検討しないと適格な判断が下せないと考える。全面的な情報公開を拒否する、今回の処分庁の決定の背景に、「私意的な選考と公害行政の後退を狙う」意図があることを指摘せざるを得ない。この点については、すでに本年4月以降開催されている環境審議会の審議経過が事実をもって証明している。

### ウ 処分理由の説明に関連して

(ア) 選考基準について

市民以外の委員の選考基準が「無い」というのは、絶対に承服できない。「無」から「有」は出てこないからである。公開できないのは、選考の「公正さ」が疑われることになるからではないのか。

(イ) 選考の経過が分かるものについて

会議公開条例の対象会議であるかどうか、また、庁内委員会を設置したかどうか等は、市民にとって関係ないことである。重要な公害行政の方針と施策を決める、環境審議会の委員を決めるときの記録がないのはおかしい、と言っているのである。なお、公募委員の選考に当たり「応募者の採点の結果をまとめた資料」を作成したとあるが、なぜこれを公開しないのか。

(ウ) 専門家委員及び市民委員一人一人の氏名・所属・経歴等について

不服申立書でも触れたように、環境審議会の委員は、広く社会が注目する、いわば公職に従事する立場にある者である。処分庁も、地方公務員の特別職であるとしている。こういう立場にある人の経歴や業績等を、なぜ隠す必要があるのか。条例の適用除外細目基準に照らし、「非公開とすべき個人情報」であるというが、環境審議会の性格と委員の公共性から、当然制限されてしかるべきである。しかも、一人一人の委員から、公開の有無について「意見聴取」すらしていない。

(エ) 公募した市民全員の申込書～小論文を含む、について

「委員の選考にのみ活用されるべきもの」として、非公開を決めたと説明しているが、情報公開制度の趣旨とは関係ない。申込書と小論文について、内容を個別によく精査のうえで、公開の是非を決めるべきである。

(3) 不服申立人及び補佐人の口頭意見陳述要旨

ア 不服申立人の口頭意見陳述要旨

(ア) 大気汚染公害と被害の現状から、大気汚染対策等公害対策は、市民の市政への要求の最優先課題である。

(イ) なぜ、環境審議会委員の選出問題を重視するのか。

川崎市の公害・環境行政に関係した審議会のいくつかを、これまで再三傍聴してきたが、実態は市当局がお膳立てし委員の意見を聞いたと称して市が当初予定していた方針・施策を決めるかたちになっている。

たまにこれに反対する意見がでて、それは少数意見として残ることがあっても、最終的には提案された市の方針・施策が決定される。実際に環境審議会の場で、ある委員から「それでは川崎市の自作自演ではないか」との意見がでたことがある。環境審議会は、このように市の公害・環境行政を決める重要な機関である。そこには、市民の生命と健康・安全の行方がかかっている。

(ウ) 大気汚染など公害は深刻、公害被害者も増え続けている。

周知のように、現在窒素酸化物や浮遊ふんじんを中心として、大気汚染はきわめて深刻な状況にある。また、有害な化学物質や酸性雨などの地球環境問題も深刻化している。これまで国から公害病に認定された患者（1988年3月以降は新規認定されず）は約6,000人、一方市が救済する全市20歳未満の喘息患者は5,811人、川崎幸両区の成人の患者は546人を数えている（いずれも昨年11月現在）。

医師会による実数は、14,522人（1998年度調査分）となっている。

したがって、環境審議会委員は真に公害被害者がでないような環境を取り戻すことに、熱意のある者を選出すべきである。

(I) 「委員の選出は市長の専権事項である」との言い分について

主権者である私たち市民は、市長に環境審議会委員の選出を委任したとしても、それは手続き上のことにすぎない。委員が、真に公害や環境問題の解決に熱意と能力を持った者であるかどうかについて、市民は監視する義務があり、これに反する者が選ばれることに対しては、これを拒否する権利がある。私たちが公募委員だけでなく、残りのすべての委員についてもその選出基準の公開を求めているのは、選考・選任の過程は、市民に透明でなければならぬと考えるからである。

市の姿勢が、例えば革新市政のある一定の時期のように、市民の要求と一致してしているときは、選出のあり方に目をつぶることもある。しかしそれとは逆に、市の姿勢が開発優先で公害・環境対策は二の次と見られるようなときは、より厳しく選出の透明性を求めざるを得ない。

(オ) 公募委員以外の選考基準並びに選考の経過・会議録等が「無い」ということについて

「川崎市附属機関等の委員公募実施指針（1997年7月）」の第6条によると、「委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考、抽選等により行う」とある。今回、公募委員以外の選考基準が「無い」ということになると、「抽選」で行ったことと変わらないことになる。しかし、実施機関は「書類選考」の方法を採用している。したがって、選考基準は本来的に、「無い」ということはあり得ない、絶対に有らねばならないのである。基準の程度はどうあれ、「有る」ものを公開しなければ、市民の「知る権利」を侵害したことになる。また、当然に選考の経過・会議録等もなければならない。

(カ) 個人生活情報の解釈について

一般論として、委員の個人生活情報を守らなければならない点は理解できるが（本件の場合、純粋な個人生活情報は含まれていないのではないか）、審議事項が人の生命に関わるものであるから例外が認められてもよいと考える。必要なら、本人の了解を得て（「意見聴取」して）、できる限り公開すべきである。条例の基準を一律に適用すべきでない。

また、公募委員応募者の小論文につき、全部公開しても良いと考えるが、環境基本計画の年次報告書に対する市民意見が、すでに個人名を伏せて公開していることに鑑み、本件は若干次元は異なるが、同様に公開し市民の活動の参考に供すべきである。名前を伏せれば、個人の識別はできない。

(キ) 実施機関による「非公開」は、やっぱり“私意的な選考と公害行政の後退を狙ったもの”だった。

処分理由説明書に対する意見（反論）の中で、「非公開は私意的な選考と公害行政の後退を狙ったもの」と指摘したが、やはりその後の改正公害防止条例に基づき対策目標値の設定をめぐる、環境審議会の審議において現実のものとなった。すなわち、環境審議会は昨年9月の答申において、従前の市の二酸化窒素に係る

環境目標値「日平均値0.02ppm（ただし，中間目標値は0.04ppm）」について，「日平均値0.02ppm」は残したものの，「中間目標値は0.04ppm」はなくし，新たに「対策目標値」として国の新環境基準値に相当する「日平均値0.04～0.06ppm」を設定した。しかし，この「対策目標値」の数値は，かつて科学的根拠がないとして公害対策審議会答申（1980年10月）が否定したものであり，その後の環境審議会も今回の環境審議会も，その科学的検討を行っていない。これは正に，改正公害防止条例第6条第2項に規定する「対策目標値については，常に適切な検討が加えられ，適宜必要な改定がなされなければならない」とする条項に違反するものとなっている。この違法な「対策目標値」は昨年12月に告示され，すでにその違法状態は4カ月以上続いている。二酸化硫黄の目標値についても，現状の排出量よりも増えることを許容した数値になっている。

これらは，明白に公害行政の後退である。これに深く関与しているのが，市民に肝心なところで情報を非公開にしたまま作られた環境審議会なのである。

#### イ 補佐人Sの口頭意見陳述要旨

市の姿勢は，封建時代の「知らしむべからず，由らしむべし」という古いものを引きずっており，市の行政は市民本位ではなく，企業優先である。市は情報公開制度の下，環境調査報告書に関し工場から出る排ガスの成分は，企業秘密だから公開できないとするが，企業秘密と市民の健康と比べ，いったいどちらが重要なのか。公害環境問題は，市民の健康生命に関することであるから，本来的に企業秘密であるということは許されないことである。

市は，裁量で環境審議会30人のうち市民代表を3人としているが，一般の市民及び患者さんにとって，市民代表が自分たちの声を代表してくれるか，特に患者さんの場合は自分たちの苦しみを本当に代弁してくれるかは心配なことであり，どういう人が市民代表に選ばれているかは非常に深刻なことである。ところが，小論文が公開されなければ，公募委員がどういう人が皆目見当がつかない。公開を前提として応募したものは，当然公開すべきである。

市は委員に学者専門家を多く選ぶが，学者専門家とは違う役割として市民代表の枠を増やすこと，市民代表が患者さんの苦しみなどわきまえ，自分の体験を通じ切実な声で発言して行くことが大事である。市民代表は，市民の利益を代弁するのだから，どういう考えで応募したのかを市民に公開するのが当然であり，公開すべきでないということは納得できない。

#### ウ 補佐人Mの口頭意見陳述要旨

市民に開かれた公開の場で住民の健康を守る立場で委員を選んでいかなければ，川崎市が標榜している本当の環境行政にはならない。環境行政は，市民の監視に耐える内実がないと，発生源企業や国家の意向に沿う行政となってしまう。市民参加を標榜しながら，結果として行政に厳しい意見を言う人々をなし崩し的に排除してきたのが現在の川崎の環境行政ではないか。その表れが公募市民をたった3名しか募集しない仕組みである。環境影響評価審議会は，24名の委員のうち市民代表が6名おり，環境審議会の公募の構成比率が低いかが分かる。たった3名ならせめて全体のバランスを考え，行政に批判的な人々を選出しなければ，委員会は行政の原案

を通す免罪符と化す。これが選出基準を明らかにせよと主張する最大の根拠である。

いたずらに個人のプライバシーという理屈に逃げ込まないで公開すべきであり、少なくとも公募の原稿は公に読まれることを前提とした文章である以上、公開を妨げる理由はないはずである。

#### エ 補佐人Aの口頭意見陳述要旨

政府の委員会や自治体の審議会の委員が、本当に公害をなくす熱意に燃えて、実態に基づいてはっきり意見を言う人たちでないと、環境は良くなる。環境審議会も、本当の目的である川崎市の環境をどうしたら良くなるか、ということを実際に論議する人たちを委員に選ばないと、本来の目的を達成できない。委員の意見、考えや今までの活動をすべて明らかにして、市民が委員に意見を言い、本当の意味で環境を良くする力になるような環境審議会でないといけぬ。そのためには、可能な限り情報を公開していくことが必要である。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成12年6月9日付け処分理由説明書及び平成13年6月12日実施の事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

##### (1) 処分理由の説明

###### ア 選考基準について

環境審議会の市民委員3名については、公募による選考を行っており、その選考基準を示した環境審議会公募委員選考指針を開示した。

公募委員以外の委員の選任基準は設けていないが、環境審議会条例（平成11年川崎市条例第46号）第3条第2項では「委員は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。」と規定されており、委員の選考及び選任は、市長の専権事項であって、選任基準を設けるかどうかについても市長の判断によるものである。

不服申立人は、公募委員以外の委員の選考基準を設けていないということは、暗闇の中で恣意的に委員を選任したことになると主張し、選任基準が存在しないことを問題としているが、公文書の閲覧請求とは直接関係がない。

###### イ 選考の経過が分かるものについて

不服申立人は、「会議録等」の開示を求めている。公募委員の選考に当たって環境審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催したが、選考委員会は、会議公開条例第2条の「対象とする会議」に該当せず、会議録の作成は義務づけられていないこと等から会議録を作成していない。また、公募委員以外の委員の選任に関しては、特段の庁内委員会等を設置しておらず、選任に至る経過を記録した資料は存在しない。

公募委員の選考に当たり、選考委員会委員による応募者の採点の結果をまとめた資料を作成しているが、どのような評価で誰が選考されたかが推定できる可能性がある内容のものであり、条例の適用除外事項細目基準に照らし、選考の公正・適正を確保するため、非公開とする必要があると判断した。

不服申立人は、選考が終了した以上、基本的に選考の経過を公開すべきと主張するが、選考終了後は、当該人事情報を公開しても選考の公正・適正が確保されると

は判断されない。

ウ 専門家委員及び市民委員の一人一人の氏名、所属、経歴、業績等について環境審議会委員の氏名及び所属を記載した名簿を開示した。

一部の環境審議会委員の経歴は把握しているが、それには学歴、職歴等が含まれていることから、条例の適用除外事項細目基準に照らし、非公開とすべき個人情報であると判断した。

不服申立人は、環境審議会の審議事項が人の生命、人類の将来に関わる事項であること、市民の関心が高い問題を扱うこと、委員は公職に従事する立場であること等から、非公開にする必要はないと主張するが、選任に際して議会同意等を要しない附属機関の委員について、その附属機関の所掌事務の内容によって、あるいは公職に従事する立場であるということをもって、個人情報情報が保護されないことの基準になるものとは判断されない。

エ 公募した市民全員の申込書～小論文を含む、について

選考委員会の資料として、委員公募に応募した市民から提出された申込書の内容の一覧表を作成しており、特定の個人が識別されると判断される部分を伏せて、当該一覧表を開示した。

応募者から提出された小論文は、公募委員選考に当たっての最も重要な人事情報であり、委員の選考にのみ活用されるべきものであって、それ以外の目的のために公開が予定されているものではないと判断し、非公開とする必要があると判断した。

不服申立人は、送られた書類が返却されないことを承知して申し込んだ者は、小論文を秘密扱いにしてほしいとは考えていないと主張するが、書類が返却されないことが小論文が公開されることを示しているものとは判断されない。

(2) 環境審議会委員の選考及び選任に関する認識について

環境審議会委員の一部について公募による選考を行ったが、「選考」は、一種の非競争試験というべき性質のものであり、人事行政の一環である。

また、当該環境審議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関であり、委員の職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の非常勤特別職である。

したがって、当該環境審議会委員の選考又は選任に係る資料は、職員の人事に関する情報である。

(3) 事情聴取における主張

ア 環境審議会委員の選考基準について

(ア) 環境審議会委員は、学識経験者20名及び市民委員10名の計30名で構成されているが、市民委員3名については公募により選任した。公募に当たっては、小論文の提出を求め、選考委員会において書類による選考を行った。

(イ) したがって、公募委員の「選考」に係る文書について、非公開とすべきと判断される部分を除き、不服申立人に開示した。

(ウ) しかし、不服申立人は全委員について、その選任に係る文書の開示を求めていたようであり、「選考」と「選任」を混同しているものと思われる。

(イ) 「選考」は、公務員の任用に当たり、適格者であるかどうかを判断するための

非競争試験というべきものであり、公募委員を除き、附属機関の委員の選任に当たっては、「選考」は通常行わない。

(オ) 附属機関の委員の選任に当たっては、その専門分野、これまでの本市との関わり、委員構成のバランス等を考慮し、市からの委員就任依頼を承諾していただける方を選任するのが一般的であり、具体的な委員選任の基準を有する附属機関の存在に接したことがない。

(カ) 環境審議会委員の選任は、環境審議会条例の規定により市長の専権事項であり、その選任に当たって基準が無ければならないという根拠はない。

#### イ 環境審議会委員の選考（選任）の経過が分かるものについて

(ア) 委員選任に当たっては、市の組織内部の打合せを繰り返し、徐々に人選を固めていくのが通常であり、常識的に、そのような打合せについて会議録を作成することはなく、また、会議録を作成しなければならない根拠もない。

(イ) 選考委員会についても会議録を作成していないが、選考経過を示した資料（採点表）を作成しており、業務に支障を生じていない（会議録を作成する必要性を認めない。）。これについても、会議録を作成しなければならない根拠はない。

(ウ) 採点表は、申込者に関する資料と合わせて見た場合、どのような者がどういう評価を受けたかが推定できる可能性があり、これを開示することにより、選考の公正・適正が阻害されることが懸念される。

#### ウ 環境審議会委員の氏名、所属、経歴、業績等について

(ア) 環境審議会委員の氏名及び所属については開示した。

(イ) 学識経験者委員については、委員就任の承諾に当たり、任意で専門分野、経歴等を提出していただいているが、公募を除く市民委員については、それらの提出を求めている（経歴等を把握していない。）。

(ウ) 経歴及び業績は個人生活事項であり、これを開示することにより、委員のプライバシー侵害のおそれが生じる。

(エ) 学識経験者委員も市民委員も、同じ環境審議会委員であり、学識経験者委員のみ経歴、業績を開示することは、市民委員との公平を欠くことになる。

(オ) 「広く社会が注目する」ということが、環境審議会委員が個人生活事項を知られない権利を制限されることの理由とはならない。社会が注目していない分野の附属機関委員であれば、プライバシーが制限されないという論理となる。

(カ) また、附属機関の委員であるということのみで、個人生活事項を知られない権利を制限される根拠もない。附属機関の委員であれば、すべてプライバシーが制限されるという論理となる。

#### エ 公募に応募した市民全員の申込書及び小論文について

(ア) 公募に応募した者は、自分が提出した小論文が委員選考以外の目的で開示されるとは考えていないと考えるのが妥当であり、その期待に応えることが信義である。

(イ) 開示を受けた者は、その情報をどのように取り扱うこともできるのであり、開示された小論文を不特定多数の者に配布することもできるものである。このような事態が生じた場合、応募した市民は、小論文を開示した市に対して大きな不信

感を持つこととなる。

- (ウ) 申込書については、個人が特定されない範囲で応募者の活動歴、応募の動機等を開示することは可能と考え、自筆による申込書もあることから（筆跡で誰の申込書であるかが推定される可能性がある。）、公募委員の選考に当たって市が作成した申込者に関する資料の一部を伏せて開示することが適当と判断したものである。これにより得られる情報は、申込書原本を修正して開示した場合とほとんど同じである。

## 5 審査会の判断

### (1) 選考（選任）基準

不服申立人は、環境審議会公募委員以外の学識経験者・市民委員の選考（選任）基準を記載した文書の開示を求めている。実施機関側は、これに対し、そのような文書は存在しないと主張する。この種の委員会の場合、どのような委員構成を採るかは条例により予め詳細に定められているわけではなく、実施機関が自らの責任において定めることとなる。

このような場合における委員の選任方法としては、予め詳細な基準を文書化する方式もあれば、大括りの基準（学識経験者・市民）のみが存在している場合もあり得る。選抜される人数が数百人以上である場合には、何らかの統一的基準を定めることが不可避であるが、20～30人であれば、個々の候補者を個別に審査してその候補妥当性を判定する方式も採ることができる。

細かい基準を定めて予め公表することは、情報公開の趣旨に合致するが、委員の範囲が特定されすぎ、真に適任である委員を選ぶことが困難となりかねない。逆に、大括りの基準で選任することは、全体のバランスを図りつつ、候補者の経歴・業績を個別・具体的に審査して選任していくことができ、柔軟な選任が可能である反面、選任の基準・経緯が外部からは分かりにくい面がある。

本件環境審議会委員の場合には、選任する人数が限られていることもあって、細かい基準を設けることなく選任したのであり、その選任方法が直ちに違法であるということはない。そしてこのような選任方法を採用限り、細目基準に係る文書が存在しないのは当然であり、実施機関の主張は妥当である。

ただし、大括りの基準で選ぶとしても、その選任が恣意的になされたものではないことを保障するために、市として手続的な仕組みを導入したり、選任の理由を事後的に市民に明らかにする何らかの仕組みがあることが、今後は望ましい。

委員の選任それ自体は、「行政行為」ではないので、文書の形でなされる必要はない。選任された委員に対し、選任に係る通知がなされるのみである。

### (2) 選考（選任）の経過

継続的に何回かに亘って開催される合議制の委員会などにおいては、会議公開条例により、審議の経過を明確にするために会議録の作成が義務づけられている。これに対し、委員の選任に係る集まりは、いわゆる合議制の機関ではなく、会議公開条例の適用を受けないので選任経過の会議録が存在する必要性はない。

公募委員の選考経過が分かる文書としては、候補者一覧に選考者（複数）が評価を

付した文書があるが、これを開示すれば、選考から漏れた者を含む候補者達に対する選考者による個別の評価が識別可能な形で明らかになってしまう。また、この文書の場合、文書を加工することなく、識別性を失わせる形で部分開示をすることはできない。

(3) 環境審議会委員の氏名、所属、経歴、業績

環境審議会委員の氏名、所属は公開されているが、それ以外の経歴、業績などを開示することはできない。これらの情報は環境審議会委員の個人情報であり、環境審議会委員になることにより、これら個人情報の保護性が当然に失われるものではない。

公務員の場合においても、情報公開法制に基づき開示され得るのは、慣行により公にされている情報であり、川崎市職員の氏名などがこれに該当する。

環境審議会委員は、非常勤の職であり、委員はそれぞれ個人生活を送っている。したがって、その個人情報に関する利益は、一般の公務員の個人情報と同じように、あるいはそれ以上に保護されるべきである。

このような取扱いの例外となるのは、市長・議員など資産公開条例（政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例（平成5年川崎市条例第35号）及び政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成5年川崎市条例第36号）をいう。以下同じ。）の適用を受ける公務員などに限られる。しかるに、環境審議会委員は資産公開条例の対象とはなっていない。したがって、その個人情報は保護されなければならない。

(4) 申込書、小論文

申込書、小論文のうち、氏名が記載されていたり、記載内容や筆跡から本人が識別可能な情報は、個人情報に該当する。

また、本件小論文は、環境審議会委員公募の際、事後的に公開される可能性があることを前提として作成・提出させたものではなく、応募者は公開されないことを前提に任意に提出したものである。応募者の小論文には、そもそも公開されないことを前提に、自己の個人的経歴にかかわる情報を記載したものもある。

本件小論文は、環境審議会委員を非常勤職員として任用するという人事手続きのために、提出を求めたものである。公務員の選考については、その基準を公開することはあっても、具体的な被選考者の人事情報を公開することは、人事の秘密に触れるものであり、原則として認められていない。

このような人事情報の秘密は、選考される者が非常勤の職員である場合でも変わるものではない。

(5) 以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一 照

委員 福江 裕 幸

委員 安富 潔